

船舶事故調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年9月20日 05時18分ごろ
発生場所	兵庫県新温泉町浜坂漁港北東方沖 浜坂港 ^{やじょう} 矢城ヶ鼻灯台から真方位093° 1,530m付近 (概位 北緯35° 38.1′ 東経134° 27.3′)
事故の概要	漁船第一大成丸 ^{たいせい} は、南東進中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年10月4日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第一大成丸、87トン
船舶番号、船舶所有者等	128042、大成丸漁業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海） 機関長、四級（機関）（履歴限定、機関限定）
負傷者	なし
損傷	船底センターキールに凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮時 日出時刻：05時48分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか6人（日本国籍2人、インドネシア共和国籍4人）が乗り組み、浜坂漁港北西方沖約21海里（M）の漁場での操業を終え、法定灯火を表示し、機関長が椅子に腰を掛けた姿勢で単独で船橋当直につき、浜坂漁港に向けて約6.7ノットの対地速力で自動操舵により南東進していた。</p> <p>機関長は、浜坂漁港北西方沖3M付近を航行中、3日続いた操業の疲れから眠気を感じたが、変針予定場所まで15分ほどであったので、居眠りすることはないと思い、同じ姿勢で操船を続けていたところ、いつしか居眠りし、本船は、変針予定場所を通過して航行を続け、浜坂漁港北東方沖の岩場（以下「本件岩場」という。）に乗り揚げた。</p> <p>機関長は、衝撃で目を覚まし、本船が本件岩場に乗り揚げたことを認め、機関を中立にするとともに、負傷者がいないこと及び浸水等がないことを確認したのち、離礁を試みたが離礁できなかったため、所属する漁業協同組合に連絡して救助を依頼した。</p> <p>本船は、漁業協同組合から通報を受けた巡視艇及び同組合が手配したクレーン台船により引き出され、自力で浜坂漁港へ帰航した。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.0m、船尾約2.3mであった。</p> <p>機関長は、漁場から浜坂漁港までの操船時間が3時間ほどであり、</p>

	<p>長い時間とは思わなかったので、操舵室に設置されていた‘設定した時間が経過したらブザーが鳴る装置’を使用していなかった。</p> <p>機関長は、船橋当直を行ってはいなかった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
分析	<p>本船は、自動操舵で南東進中、単独で船橋当直中の機関長が居眠りし、変針予定場所を通過して同じ針路で航行を続けたことから、本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>機関長は、3日続いた操業の疲れから眠気を感じたが、変針予定場所まで15分ほどであったので、居眠りすることはないと思い、椅子に腰を掛けた姿勢で船橋当直を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りしたものと考えられる。</p> <p>機関長は、船橋当直を行ってはいなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、自動操舵で南東進中、単独で船橋当直中の機関長が居眠りし、変針予定場所を通過して同じ針路で航行を続けたため、本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、眠気を感じた際、短時間であっても眠気を我慢できると思わず、椅子から立ち上がって体を動かしたり、操舵室から外に出て外気に当たったり、他の乗組員を呼んだりするなどの居眠り運航の防止措置を採ること。 ・ 一定の間隔で警報を発する装置を設置している船舶の船橋当直者は、単独で当直する際、同装置の警報タイマーを適切な時間に設定した上で常時作動させておくこと。 ・ 船橋当直は、有資格者が実施すること。

付図1 事故発生経過概略図

